

諸外国における犯罪被害者等に対する給付について（これまでの調査結果概要）※1

	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	
理念・趣旨等	他のいかなる手段でも回復がなされない場合の最後の救済措置	同情と社会の連帯共助の精神に基づく給付制度	国民の「連帯」の印としての国家補償制度	国が国民の安全を守れなかったことによる補償制度（戦争犠牲者等を対象とした補償制度を犯罪被害者等に準用した制度）	
給付対象	発生地等	英国国内における暴力犯罪（過失犯は除く）	フランスの裁判管轄権の範囲内で発生した犯罪（国外で発生した犯罪被害・過失犯を含む）	ドイツ国内における暴力犯罪（過失犯は除く）	
	国籍等	米国民及び米国政府職員（外国人を含む）	EU加盟国の国民、合法滞在の外国人（フランス国内で発生した犯罪被害の場合は、限定なし）	EU加盟国の国民、相互主義の下にある外国人、3年以上合法的に居住している外国人（6か月以上3年以内は減額支給）	
	対象となる被害の程度	死亡、心身の傷害	死亡、25段階の障害等級表に該当する身体的・精神的障害	死亡、医学的方法により犯罪と因果関係があると認められる健康被害	
給付内容	共通	<ul style="list-style-type: none"> （◎給付総額の上限は£50万〈6500万円〉） ◎ 医療費（高度医療費等のNHS（※）対象外の医療費） ☆ 医療費（全額国の負担（NHS）） ※：National Health Service 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 具体的な支給内容・範囲は裁判所が個別に判断 ☆ 医療費等（公的医療保険が6～8割程度を負担） 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 医療費（自己負担分）、交通費 ☆ 医療費（入院1日€10〈1150円〉等の定額負担を除き全額国の負担） 	
	死亡	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 扶養家族に対する生活費補填（週の上限\$600〈4万8000円〉、総額の上限\$3万〈240万円〉） ◎ 葬儀埋葬費（上限\$6000〈48万円〉） 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 遺族給付（申請者が1人の場合£1万1000〈143万円〉、2人以上の場合1人当たり£5500〈71万5000円〉） ◎ 実親、生計主、後見人が死亡した場合、扶養手当 ◎ 18歳未満の子どもが死亡した親権者の養育に依存していた場合、18歳に達するまで養育費（年間£2000〈26万円〉）及び犯罪被害補償審査会がその他損害として相当とする額） ◎ 葬儀費用 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 相続人に対し、犯罪被害者の死亡による相続人自身の損害（葬儀費用、交通費、宿泊費、精神的被害等）を対象として支給額を算定（犯罪被害者自身の損害賠償請求権の相続は認められない。） 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 基礎年金（配偶者 月額387ユーロ〈4万4505円〉 + α（子加算）） ◎ 葬祭料
	障害等	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 就労不能期間の損失賃金（週の上限\$600〈4万8000円〉、総額の上限\$3万〈240万円〉） ◎ 就職指導・職業訓練に要する費用 ◎ 引っ越し費用（上限\$2500〈20万円〉） ◎ 住宅や自動車の改造費 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 就業者について28週を超える逸失利益（国民平均賃金の1.5倍が上限） ◎ 障害等級表の障害の程度に応じた支給（£1000～£25万〈13万～3250万円〉） ◎ 住宅改造費用、介護サービス費用 ☆ 就業者について28週以内の逸失利益（週約£56〈7280円〉） 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 犯罪被害者本人に対し、経済的損害、精神的損害、逸失利益等の損害全般を対象として支給額を算定 ◎ 窃盗、詐欺など一定の財産犯については、月収€1288〈14万8120円〉以下で、加害者からの賠償が受けられず、他に損害補てん手段がなく、経済的に困窮状態にある被害者に対して上限€3864〈44万4360円〉が支給される 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ リハビリ費用、休業補償、生活雑費、介護費等を一時金として支給 ◎ 基礎年金（所得に関係なく、就業能力の低下程度に応じて毎月一定額を支給）（例）就業能力30%減退で月額€123〈1万4145円〉、100%喪失で月額€646〈7万4290円〉 ◎ 職業損失補てん（年金方式により就業能力の低下による収入の減少分を補てん） ◎ 調整年金（基礎年金等を受給しても不足する生活費を補てんするため所得に応じが不足する場合に給付）
併給調整	加害者からの損害賠償、公的給付のほか、任意加入保険からの給付とも調整	加害者からの損害賠償、社会保障給付や年金と調整（任意加入保険からの給付との調整なし）	加害者からの損害賠償、社会保障制度、共済からの給付のほか、任意加入保険からの給付とも調整されることがあるが、生命保険からの給付との調整はなし	犯罪被害者等や戦争犠牲者等を対象とした補償制度は、他の制度とは無関係の独立した制度であるため、基本的に他の制度による給付との調整はなく、任意加入の保険からの給付との調整もなし	
財源	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 連邦：連邦犯罪の罰金等（6割負担、犯罪被害者基金に繰入） ◎ 州：犯罪者からの徴収金が大半（4割負担、罰金・課徴金等） 	◎ 国の一般財源	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 物損保険（多リスク住居保険、自賠責等。任意加入のものも含む。）の契約者から徴収する一定額（保険契約1件につき€3.3〈380円〉） ◎ 加害者からの求償等 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 連邦：一般財源（州に分配） ◎ 州：連邦からの分配金と一般財源 	

注）◎は犯罪被害者等を対象とする制度、☆は国民一般を対象とする社会保障、福祉制度

※1 経済的支援に関する検討会における各国制度のヒアリング結果、平成18年度海外調査結果等を基に作成。なお、今般の海外調査により確認を要する事項もあり。

※2 平成23年7月14日現在のレートで計算。ただし、5円単位で切り上げ。（例）1ドル82円ならば「1ドル=85円」、1ドル87円ならば「1ドル=90円」で計算。